

労働安全衛生関係法令の改正について (R5. 1)

特定化学物質障害予防規則

溶接ヒューム(金属アーク溶接等作業において加熱により発生する粒子状物質)について、新たに特定則の特定化学物質(管理第2物質)として位置づけられました。

(令和3年4月～)

全体換気の実施

溶接ヒュームを減少させるため、全体換気装置による換気の実施等が必要となりました。

特殊健康診断の実施等

溶接ヒュームを取り扱う作業に常時従事する労働者に対して、雇い入れまたは当該業務への配置換えの際およびその後6月以内ごとに1回、定期的に健康診断を実施する必要があります。

※上記とは別に「じん肺法に基づく「塵肺健康診断」の実施が必要ですのでご注意ください。

(令和4年4月～)

溶接ヒュームの濃度測定、その結果に基づく措置、有効な呼吸用保護具の選択・使用

継続して行う屋内作業場でアーク溶接作業の方法を新たに採用し、または変更しようとするときは、溶接ヒューム濃度の測定、換気装置の風量の増加その他必要な措置、呼吸用保護具の選択・使用が必要です。

特定化学物質作業主任者の選任

特定化学物質作業主任者技能講習を修了した者のうちから作業主任者を選任し、作業方法の決定や労働者の指揮を行わせることが必要です。

(令和5年4月～)

フィットテストの実施

継続して行う屋内作業場の労働者は、呼吸用保護具を適切に装着できていることを確認するため、フィットテストを1年以内ごとに1回実施する必要があります。



改正電離放射線障害防止規則

放射線業務従事者の眼の水晶体の見直しなどが行われました。

(令和3年4月～)

放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量の限度の引き下げ

事業者は、放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量の限度が、5年間につき100mSvおよび1年間につき50mSvに引き下げられました。



改正労働安全衛生規則

歯科健診の結果報告がすべての事業場に義務化されました。

(令和4年10月～)

歯科検診結果報告の義務化

- 有害な業務に常時する労働者に対し、事業者は歯科健康診断の実施を義務付けられています。
- これまで歯科健診結果報告は50人以上事業場に義務付けられていましたが、今般、全事業場に義務付けられました。

※有害な業務とは

塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他の歯または支持組織に有害な物のガス、蒸気または粉じんを発生する場所における業務



改正事務所衛生基準規則

改正労働安全衛生規則

職場における労働衛生基準が変わりました。

(令和4年4月～)

新たに「独立個室型の便所」が法令で位置づけられ、少人数の作業場における例外が規定されました

【独立個室型の便所の要件】

- 男性用と女性用に区別せず、単独でプライバシーが確保されている
 - 便所の全方向が壁等で囲まれ、扉を内側から施錠できる構造
 - 1個の便房により構成されている
- 【少人数作業場における例外】

作業場に設置する便所については、作業場の規模にかかわらず男性用と女性用に区分して設けることが原則ですが、今回の設置基準の見直しにより、同時に就業する労働者が常時10人以内の場合には、便所を男性用と女性用に区分することの例外として、独立個室型の便所を設けることによって足りることとなりました。

事務所の気温の努力目標値が変わりました

事務所において、空気調和設備を設置している場合の、労働者が常時就業する室の気温の努力目標値が変わりました。

改正前:17度以上28度以下

改正後:18度以上28度以下

(令和4年12月～)

事務室における照度基準が2区分に変更されました

事務作業における作業面の照度基準が、従来の3区分から2区分に変更され、基準を引き上げました。

【改正後】

一般的事務作業(300ルクス以上)
付随的事務作業(150ルクス以上)



労働安全衛生関係法令の改正について (R5. 1)

改正石綿障害予防規則

建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制が強化されました。

(令和3年4月～)

工事開始前の石綿の有無の調査 (方法の明確化)

- ・ 工事対象となる全ての部材について、石綿が含まれているかを事前に設計図書などの文書と目視で調査し(事前調査)、調査結果の記録を3年間保存する必要があります。
- ・ 調査結果の写しを工事現場に備え付け、概要を見やすい箇所に掲示する必要があります。

吹付石綿・石綿が有保温材等の除去工事に対する規制

- ・ 除去工事が終わって作業場の隔離を解く前に、資格者による石綿等の取り残しがないことの確認が義務となりました。

(令和4年4月～)

工事開始前の労働基準監督署への報告

- ・ 一定規模以上の建築物、船舶、特定の工作物の解体・改修工事は事前調査結果等を電子システムで報告することが義務となります。

(令和5年10月～)

工事開始前の石綿の有無の調査 (調査資格)

- ・ 事前調査や分析調査は、要件を満たす者に行わせることが義務となります。

【受注者向け】

【発注者向け】



改正労働安全衛生規則

危険有害な作業を行う事業者は、作業を請け負わせる一人親方等、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても労働者と同等の保護が図れるよう、新たに一定の措置を実施することが義務付けられます。

(令和5年4月～)

作業を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化

- ・ 請負人だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の設備を稼働させる(または請負人に設備の使用を許可する)等の配慮を行うこと。
- ・ 特定の作業方法で行うことが義務付けられている作業については、請負人に対してもその作業方法を周知すること。
- ・ 労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、請負人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること。

同じ場所にいる労働者以外の人に対する措置の義務化

- ・ 労働者に保護具を使用させる義務がある作業場所については、その場所にいる労働者以外の人に対しても保護具を使用する旨を周知すること。
- ・ 労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所について、その場所にいる労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止とすること。
- ・ 作業に関する事故等が発生し労働者を対比させる必要があるときは、同じ場所にいる労働者以外の人にも退避させること。
- ・ 化学物質の有害性等を労働者が見やすいように掲示する義務がある作業場所について、その場所にいる労働者以外の人にも見やすい箇所に掲示すること。



改正労働安全衛生法

ラベル・SDS通知、リスクアセスメント対象物質が大幅に増加します

現 状: 674物質
令和6年4月施行: 234物質
令和7年4月施行予定: 約700物質
令和8年4月施行予定: 約850物質
リスクアセスメント結果に基づくばく露低減措置が求められます

- ・ 労働者がばく露される程度を最小限度とすることや、濃度基準の遵守が義務付けられます。
- ・ ばく露低減に向け適切な手段を事業者自らが選択します。
- ・ リスクアセスメント結果等に関する記録の作成・保存や、労働者の意見聴取が義務付けられます。

皮膚等への障害防止のため、保護具の適切な着用が求められます

- ・ 皮膚等への障害を引き起こしうる化学物質を製造・取扱う業務に労働者を従事させる場合、物質の有害性に応じて、労働者に障害等防止用保護具を使用させなければなりません。

SDS等による情報伝達が強化されます

- ・ SDSの記載項目の追加や、定期確認・更新が必要になります。
- ・ 化学物質を事業場内で別容器で保管する際も情報伝達が必要となります。
- ・ 電子メールや二次元コード等でのSDS通知が可能となります。

自律的管理に向けた実施体制の確立が求められます

- ・ 化学物質管理者等の選任が義務化されます。
- ・ 衛生委員会の付議事項が追加されます。
- ・ 雇い入れ時における化学物質の安全衛生に関する教育が全業種で必要になります。確認・更新が必要になります。

